

令和 7 ・ 8 年度
名護市入札参加資格審査申請要領
【測量及び建設コンサルタント】

県外業者用
(沖縄県以外に本店のある事業者)

名護市総務部工事契約検査課

本市が発注する測量及び建設コンサルタント等業務について、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間、競争入札に参加しようとする者は、次の要領により申請書を提出してください。

1 受付番号について

受付番号は前回（令和5・6年度）の入札参加申請で使用したものと同一番号を使用しますので、名護市ホームページに掲載した「受付番号確認表」の中から自社の番号を確認して使用してください。「受付番号確認表」にない者（前回申請していない者）については、空欄のまま申請してください。

2 業種区分

入札参加資格審査の申請に係る業種区分は、次の8業種です。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務（建築設計・設備設計）
- (3) 土木関係コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント業務
- (6) 磁気探査業務
- (7) 登記手続業務
- (8) 調査業務（環境調査等）

3 入札参加資格

入札参加資格審査に申請できるのは、次に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 営業を開始して1年以上であること。（令和7年3月31日時点）（登記簿又は国税事務所への開業届出書等の公的書類により事業者として現に営業していたか確認します。）
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 社会保険に加入していること。（個人事業者で、従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く）。
- (4) 雇用保険に加入していること。（従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く）。
- (5) 調査業務を除く7業種については、その申請する業種ごとに「資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）」の業種区分に応じた技術者（「水産工学士」を除く。）のうち、いずれか1人以上が常勤で所属していること。なお、他業者との重複登録は認められません。
- (6) 申請する業種において過去2年間（令和6年11月30日時点）に業務実績があること。（業務実績には公共又は民間、元請け又は下請けも含む。）
- (7) 名護市暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接に関係を有する者ではないこと。

- (8) 測量業務、建築関係コンサルタント業務（建築設計）、登記手続業務及び補償関係コンサルタント業務（不動産鑑定）を申請する者は、次の事項を満たしていること。
- ① 測量業務を希望する者は、測量法第55条の5の規定による登録を受けていること。
 - ② 建築関係コンサルタント業務中、建築設計を希望する者は、建築士法第23条の3の規定による登録を受けていること。
 - ③ 登記手続業務を希望する者は、土地家屋調査士法第8条の規定による登録を受けていること。
 - ④ 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律第24条の登録を受けていること。

4 登録の取消し等

入札参加資格審査を申請した者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。
- (2) 事務所の実態調査に応じないとき、又は調査の結果、事務所に実態がないと判明したとき。
- (3) 審査の過程又は審査の結果で、入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- (4) 提出書類に記載不備があり、その補正の要求に応じないとき。
- (5) 現状確認のため必要な調査の協力を求めたにもかかわらず、その要求に応じないとき。
- (6) 申請した内容に変更があったにもかかわらず、その変更を届け出ないとき。
- (7) 登録に必要な条件や要件を満たさなくなったと認められるとき。

5 その他

- (1) 登録後、申請内容の変更が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出すること。
- (2) 資格審査時及び資格審査合格後に、各事業所の実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (3) 県外業者の受付期間外における追加申請は、行いません。

6 提出書類

No	提出書類	備考
1	エクセルデータ (Nago_KenGai_Itaku) 【様式1】	前回まで使用していた旧バージョンのもの（拡張子が「xls」）は使用できません。 必ず拡張子が「xlsx」の様式を使用してください。
2	営業に必要とする登録証明書 (PDF)	測量業務、建築関係コンサルタント業務（建築設計）、登記手続業務及び補償関係コンサルタント業務（不動産鑑定）を希望する者については必ず提出

No	提出書類	備考
3	身分証明書(PDF) ※市町村で発行する証明書	個人事業者のみ提出 代表者の本籍地の市町村で取得
4	代表者の登記されていないこと の証明書 (PDF)	個人事業者のみ提出 次のいずれかで取得 郵送：東京法務局後見登録課のみ 窓口：全国の法務局・地方法務局(本局)
5	登記簿謄本又は国税事務所への 開業届出書 (PDF)	1年以上の営業実績を確認する書類です。
6	印鑑証明書 (PDF) ※印影がはっきりと写るように 調節してください	法人の印鑑証明書
7	営業所等に入札契約の権限を委 任する委任状 (PDF) 【様式2】	「業者基本情報入力表」に受任者営業所を記入し た場合に提出
8	使用印鑑届 (PDF) 【様式3】又は任意様式可 ※印影がはっきりと写るように 調節してください	「6 印鑑証明書」以外の印鑑を入札・見積り、契 約の締結並びに代金の請求及び受領に使用する者 のみ提出
9	実績調書 (PDF) 【様式4】	申請する業種ごとに作成すること。 ※必ず名護市指定の様式で作成してください。
10	「実績調書」記載の業務実績を証 明する書類 (PDF)	実績調書に記載されている業務実績の内、元請業 務又は下請け業務の実績証明書を提出（提出する 実績証明書は記載されている実績のうちから1件 分で構いません） ※元請業務の場合は契約書の写し又はテクリスに 登録されている記載情報を提出 ※下請け業務については下請け通知書の写し又は 下請け契約書の写し等を提出
11	社会保険料納入証明書 (PDF)	適用除外者は雇用保険被保険者証 (PDF) を提出
12	労働保険概算・増加概算・確定保 険料申告書及び保険料納付の領 収がわかるもの (PDF)	適用除外者は除く
13	名護市の市税（法人）完納証明書 (PDF)	「業者基本情報入力表」で受任者営業所所在地が 名護市内の場合に名護市税に滞納税額がないこと の証明書を提出（法人事業者のみ）
14	名護市の法人市民税納税証明書 (PDF)	「業者基本情報入力表」で記入した受任者営業所 所在地が名護市内の場合に名護市の法人市民税 の申告及び納税を確認するために提出（直近2 年分）

No	提出書類	備考
15	法人設立（設置）申告書（PDF） ※名護市税務課に提出した書類	「業者基本情報入力表」で記入した受任者営業所が名護市内に所在し、営業所の設置について名護市税務課に申告している場合に提出

備考 提出書類のうち公共機関が証明する各種証明書については、申請日において発行日から3か月以内であるものを提出してください。

7 受付期間

令和6年12月1日（日）～令和6年12月26日（木）

8 提出方法及び提出部数

名護市ホームページの「令和7・8年度入札参加資格審査申請フォーム」から申請する。

Excelデータ「Nago_KenGai_Itaku」の記入方法は、別紙の手引書を参照してください。

・申請フォーム掲載ページ：<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2024092700042/>

※審査結果通知書は、申請のあった業者のメールアドレス宛に通知いたします。

9 問い合わせ先

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
名護市 総務部 工事契約検査課
電話 0980-53-1212（内線255/189）